

まちの話題

昔の生活を体験

むかしのくらし展

昨年11月21日～先月7日までふるさと館で「むかしのくらし展」が開催されました。期間中、町内全ての小学校から3年生の児童の皆さんが訪れ、むかしのくらしを体験しました。

実際に蚊帳を張って中に入ったり、洗濯板を使って洗濯をしたり、今ではなかなかすることのない体験に児童の皆さんは驚きの連続。しよこ体験では薪の重さに驚きながらも、背負って歩きました。コマ回しやけん玉は悪戦苦闘しながらも楽しんでいました。

現代の便利な道具とは違う昔の道具の数々に皆さん興味津々でした。



◀▲しよこ体験



◀◀昔の道具は初めて触れるものばかり



▲初めて入る蚊帳の中



◀◀石臼引き体験



▲精米体験



▲上手に洗濯できるかな

町長コラム

海田町長
西田祐三

嬉しいニュースを2件

嬉しいニュースを2件お話しします。

まず1件目は、いまお読みいただいているこの「広報かいた」が平成27年度広島県広報コンクールの「広報紙(町部)」において、「最優秀賞」を受賞いたしました。受賞に当たったこの講評では「瀬野川は海田町の大きな特徴なので、地域性のある良い企画」や「単色ながら工夫して組まれている」などの評価をいただきました。受賞した水鳥の特集は、住民の皆さんから写真や情報を提供いただき、作成したものです。皆さんからの情報をもとに、より多くの住民の方々へ町の魅力を発信した紙面がこのような栄誉ある賞の受賞につながったことは、協働のまちづくりの賜物でございます。ご協力に心より感謝いたします。

なお、この「最優秀賞」をいただいたものについては、広島県から「全国コンクール」に推薦していただいていますので、嬉しい結果が出ることを楽しみにしています。日々の取材や記事編集の業務がこうして評価していただけることは、職員のモチベーションアップにも繋がるもので、大変有り難いことです。今後とも皆さんに読んでいただける紙面づくりに一所懸命に取り組んでまいります。

次に2件目ですが、2月10日に本町の担当者が厚生労働省において「特定保健指導等の効果的な実施方法の検証のための

ワーキンググループ」のヒアリングを受けてまいりました。

これは、海田町国民健康保険が、全国的に効果的に特定保健指導を実施していると考えられる自治体5つのうちの1つに選ばれたもので、そのヒアリング内容については、後日事例集として公表される予定です。

特定保健指導については、外部委託している自治体も多い中、本町においては保健師や管理栄養士による直営で行っております。また、任意事業として糖尿病予防教室や水中運動教室など各種健康づくり事業を展開しており、これらの取組が一定の評価をされたものと考えます。

取組に評価をいただくことは大変嬉しいことですが、これらは被保険者である住民の皆さんに特定健診や特定保健指導を受けていただいたり、各種教室に参加していただいた結果であり、住民の皆さんの健康意識の高さの表われでもあると考えております。日頃から町の保健行政にご理解・ご協力をいただけることに改めて感謝申し上げます。国民健康保険のみでなく、住民の皆さんの健康増進に少しでもお役に立てるよう、健康寿命延伸に向けた事業の成果が出るよう、より一層取り組んでまいります。

今後、こういった良いニュースをお届けできるよう、職員一丸となって頑張っております。

町民サービス室 ☎823-9219
☎823-7927

暮らしの中の消費者トラブル

「古銭の購入「名前を貸して」などと持ちかける電話は詐欺」

(独立行政法人国民生活センター発行「見守り新鮮情報第233号」より転載)

■相談内容■

「パンフレットが届いているはずだが、届いた人に古銭を購入できる権利がある。買いたい人がいるので名前を貸してほしい」と電話で業者から持ちかけられた。ところが、再び業者から「実は名前を貸した行為は違法で、このままだと訴えられる。今ならお金を払えば穏便に解決できる、お金は後で返す」と電話があり、怖いので最初に50万円、数日後に300万円を指示されるまま業者へ宅配便で送ったところ、業者と連絡が取れなくなった。

■アドバイス■

「名前を貸して」「代わりに買って」などと持ちかける不審な電話があった場合は、相手にせず、すぐに電話を切ってください。「名前を貸した行為は違法であり、それを免れるためにお金が必要」などと脅されても、無視しましょう。お金を宅配便などで送るとは違法です。

いったん電話に出ると切りにくくなります。留守番電話機能を利用して、かかってきた電話には出さないで、必要な相手にだけ電話をかけ直す方法も有効です。

少しでも疑問や不安を感じたら、お金を払う前に早めに窓口に相談しましょう。

■相談窓口■

海田町消費生活相談コーナー
☎823-9219
受付 ◆月～金曜日9時～17時(祝日を除く)
木曜日は、消費生活相談員がいます。
場所 ◆町民サービス室(役場2階)
広島県生活センター ☎223-16111
受付 ◆月～金曜日9時～17時(祝日を除く)
場所 ◆広島市中区基町10-52
(県庁農林庁舎1階)